平成２７年（フ）第４０号
福岡県八女市津江499番地９　ひまわり園305号
債務者　西江　麻美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３５７号
北九州市小倉北区熊谷３丁目26番９号（セジュール熊谷201号）
債務者　山口由里子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４００号
北九州市小倉南区城野４丁目３番８―408号
債務者　楠　　輝徳
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４７４号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目14番26号(202)
債務者　桐井　　章
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３０４号
大分県別府市石垣東１丁目９番20―302号テラス石垣
債務者　浅田　秩代
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６５号
宮崎市大坪町寺山大迫3189番地３　ケントクレール宮崎大坪町201号
債務者　土佐食品こと　山岡　春実
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６８号
宮崎市青葉町109―１　ファミリーマンション青葉２号棟204号室、住民票上の住所宮崎市中村東３丁目６番８号　丸ビル
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７２号
宮崎市北高松町２番７号　平成企画コーポ305号
債務者　川ノ上さとみ
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７３号
鹿児島県姶良市西餅田1165番地
債務者　菊本　真弓
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
千葉県柏市宿連寺224―47　プレザントヒルズ104、住民票上の住所千葉県柏市宿連寺261番地12
債務者　永田　美樹（旧姓加瀬）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３８６号
千葉県柏市篠籠田1398番地48　コーポ松岡102号
債務者　吉見　富美（旧姓館洞）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４１号
千葉県柏市篠籠田1482番地１　プレミアムフォレスト柏316号
債務者　長村　珠穂
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４３号
千葉県野田市山崎2204番地の２　トップヒルＢ―201
債務者　橋本　　淳
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４９号
千葉県流山市駒木493番地の４　ラフィネ花水木Ａ―203
債務者　飛川　　央
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９５号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘36番16―103号　夕陽ケ丘テラス、前住所横浜市旭区今川町３番地１　プランドハウス202
債務者　能村　茉為（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６５号
北九州市小倉北区小文字１丁目４番31―203号
債務者　田中こと　崔　　晶愛
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部